

二次募集の応募に関する質問について

令5年5月8日現在

	質問	回答	
実施計画	地方公共団体が策定するものについて	一次募集事業にも応募し、二次募集事業においても同じ実行委員会として申請する場合、実施計画は新たに策定して申請してもよいか。	可能です。また、一次募集事業の際に作成したものを踏襲することも可能です。
	事業期間について	採択通知の日から事業を着手してよいか。	可能です。交付決定を待たず、採否通知日以降に事業を着手していただいて構いません。ただし、年度内に確実に事業が完了することができる事業のみ応募してください。
実施主体	実行委員会等	補助事業者となる実行委員会等の構成団体が1団体となってもよいか。事業実施を計画している団体が1つの場合、この団体単独で応募することは可能か。	1地方公共団体において、域内から1つの保存会のみが要望する場合、実行委員会を組織せず、当該保存会が補助事業者となることも可能です。ただし、募集案内p13に記載する補助事業者の4つの要件を必ず満たしている必要があります。
		一次募集事業と二次募集事業で実行委員会を変更してもよいか。	可能です。
補助対象	補助の上限・下限について	一次募集事業と二次募集事業のどちらにも応募する場合、補助対象経費の上限は、二次募集分単独か、一次募集分を含めて考えるのか。	二次募集分単独で補助対象経費の上限を1,000万円(継承枠)、5,000万円(振興枠)として応募可能です。ただし、一次募集事業と異なる用具等の整備、後継者養成、記録作成・情報整備の事業内容であることが必要です。
		総事業費の下限はあるか。	総事業費の下限は設けておりません。
	記録作成・情報発信事業について	冊子作成に関して印刷部数などに上限はあるか。動画の場合、伝承用と普及用を作成する必要があるが、冊子の場合、その他何か条件はあるか。	印刷部数は300部が上限です。ただし、冊子を作成し、配布するだけでなく、ホームページに掲載したり、公的施設に配架する等、広く発信する措置を行ってください。
その他	事業の取り止めについて	交付要望額より採択額が下回った場合でも、要望通りの事業を行う必要があるのか、採択額にあわせて自己負担15%以上となる範囲で内容を精査してもよいか。	採択額が交付要望額より減額となったため、事業の一部を取り止めることも可能です。